

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	発 行 高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 20 号
	発 行 日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

目 次

告 示	ページ
○港湾隣接地域の指定の変更に伴う公聴 会の開催 (港湾・海岸 課)	1

告 示

高知県告示第62号

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条第1項に規定する港湾隣接地域の指定を変更しようとするので、同法第37条の2第2項の規定により次のとおり公聴会を開催する。

令和8年1月30日

佐喜浜港湾管理者
 高知県知事 濱田 省司

- 1 港湾隣接地域の範囲を変更して指定しようとする地域
佐喜浜港湾隣接地域
 - 2 港湾隣接地域の指定の変更の内容
昭和37年8月31日付け高知県公報第4418号で指定した港湾隣接地域の範囲を次のとおり変更する。
佐喜浜港湾隣接地域として指定する範囲
- | | |
|----|----|
| 標点 | 位置 |
|----|----|
- 1 室戸市佐喜浜町宇ヶ川南1594番の10地先に設けた金属標（北緯33度23分47秒東経134度12分30秒）から250度06分12秒9.855メートルの地点
 - 2 標点1の地点から111度41分57秒148.136メートルの地点
 - 3 標点2の地点から181度24分57秒8.540メートルの地点
 - 4 標点3の地点から109度08分10秒64.561メートルの地点
 - 5 標点4の地点から200度56分11秒33.627メートルの地点
 - 6 標点5の地点から112度42分48秒66.381メートルの地点
 - 7 標点6の地点から175度20分56秒95.796メートルの地点
 - 8 標点7の地点から265度22分53秒40.100メートルの地点
 - 9 標点8の地点から175度11分42秒199.513メートルの地点
 - 10 標点9の地点から252度11分32秒34.006メートルの地点
 - 11 標点10の地点から343度53分19秒131.020メートルの地点
 - 12 標点11の地点から356度26分20秒252.359メートルの地点
 - 13 標点12の地点から283度36分51秒28.966メートルの地点
 - 14 標点13の地点から176度15分27秒24.956メートルの地点

- 15 標点14の地点から265度18分54秒74.783メートルの地点
 - 16 標点15の地点から355度52分45秒22.905メートルの地点
 - 17 標点16の地点から263度58分58秒29.334メートルの地点
 - 18 標点17の地点から162度16分42秒226.513メートルの地点
 - 19 標点18の地点から239度57分04秒45.900メートルの地点
 - 20 標点19の地点から152度20分55秒124.376メートルの地点
 - 21 標点20の地点から124度12分39秒49.337メートルの地点
 - 22 標点21の地点から151度18分14秒70.007メートルの地点
 - 23 標点22の地点から123度11分14秒134.375メートルの地点
 - 24 標点23の地点から137度38分15秒146.876メートルの地点
 - 25 標点24の地点から150度18分42秒81.025メートルの地点
 - 26 標点25の地点から155度18分44秒70.897メートルの地点
 - 27 標点26の地点から170度18分43秒50.641メートルの地点
 - 28 標点27の地点から185度18分44秒131.667メートルの地点
 - 29 標点28の地点から193度18分44秒212.691メートルの地点
 - 30 標点29の地点から175度18分43秒141.794メートルの地点
 - 31 標点30の地点から180度18分44秒172.180メートルの地点
- 標点1の地点から18度08分17秒に引いた線、標点1の地点から標点31の地点までを順次に直線で結んだ線、標点31の地点から114度11分50秒に引いた線及び水際線により囲まれた陸域
- 3 公聴会の開催日時
令和8年2月10日（火）午後1時
 - 4 公聴会の開催場所
室戸市佐喜浜町1216 高知県漁業協同組合佐喜浜町支所